

指定保育所等訪問支援事業

## 運 営 規 程

つ く し 園

## 指定保育所等訪問支援事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人南丹市社会福祉協議会（以下「当会」という。）が、設置するつくし園「(以下「当事業所」という。)において実施する指定保育所等訪問支援（以下「本事業」という。)に係る事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問支援員が障害児（以下「児童」という。）及びその保護者等に対し、適正な指定保育所等訪問支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問支援員は、児童が他の児童との集団生活に適応することができるよう、当該児童の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な支援を行うものとする。

2 事業所の訪問支援員は、児童及び保護者の意思及び人格を尊重し、常に児童及び保護者の立場に立ってサービスの提供を行う。

3 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の障害福祉サービス事業者、地域の保健・医療・福祉・教育サービス等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 つくし園
- (2) 所在地 京都府南丹市園部町船岡横茶園2番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 児童発達支援管理責任者 1名  
児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画の作成、継続的なアセスメント及び支援内容の検討を行う。
- (3) 従業者  
従業者は次のとおりとし、指定保育所等訪問支援の提供等にあたる。  
訪問支援員 1名以上

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の開所日及び開所時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。  
ただし、祝祭日及び12月28日から1月4日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) 前(1)、(2)にかかわらず、必要かつやむを得ない理由がある時は、管理者は、当会会長の承認を得て営業日もしくは営業時間を変更することができる。

(指定保育所等訪問支援の内容)

第6条 指定保育所等訪問支援の内容は、保育所や幼稚園、児童が集団生活を営む施設への訪問による支援とする。

(児童の保護者から受領する費用の種類及びその額)

第7条 指定保育所等訪問支援を提供した場合の利用料の額は、告示上の額とし、事業所が保護者から受領する額は、保護者の家計の負担能力その他の事情を斟酌して政令で定める額(当該政令で定める額が、指定保育所等訪問支援に要した費用(食費・光熱費等を除く)の総額の1割相当を超えるときは1割相当の額)とする。ただし、市町村が定める負担上限月額範囲内とする。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定保育所等訪問支援に要した交通費は、それに要する交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合は、次の額を徴収する。

(1) 南丹市の境界から片道10km未満は500円

(2) 南丹市の境界から片道10km以上の場合は2kmごとに100円加算。

3 前各項の費用の支払いを受ける場合は、あらかじめ、保護者に対して説明を行い、保護者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 南丹市を通常の事業の実施地域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 サービスの利用当日に、児童の体調不良等の理由で予定されていたサービスの提供ができない場合は、保護者の同意を得て、サービス内容の変更等の措置を講ずるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 訪問支援員は、指定保育所等訪問支援の提供を行っているときに、児童に病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者へ報告しなければならない。

(虐待の防止のための措置)

第11条 事業所は、障害者等の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止のための指針の整備

(2) 虐待の防止の対策を検討する委員会の定期的な開催、およびその結果の従業者への周知徹底

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための定期的な研修の実施

(4) 苦情解決体制の整備

(5) 成年後見制度の利用支援

(6) 前5号に掲げる措置を適切に実施するための責任者の選定

2 事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者(利用者の家族等障害児を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

#### (身体拘束等の禁止)

第12条 事業者は、指定保育所等訪問支援事業の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知

(2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施

#### (秘密の保持)

第13条 事業所は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 職員は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は他の障害児通所支援事業者等に対して、利用者及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得るものとする。

#### (苦情解決)

第14条 本事業の支援の提供に係る利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談担当者・苦情解決の手順を定め、事務所内及び利用者への説明により周知するものとする。

2 当事業所は、提供した本事業の支援に関し、児童福祉法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力すると共に、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 当事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんに協力するものとする。

#### (手続規定の遵守)

第15条 本事業の支援の提供に係る契約が成立した時は、利用者の障害福祉支接受給者証に契約支給量・契約日等を記載し、市町村に直ちに報告を行うものとする。

2 市町村から本事業の支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し、利用に係る障害児通所給付費の額を通知するものとする。

3 利用者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとした時は、直ちに市町村に通知するものとする。

4 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

5 利用者に対する本事業の支援の提供に関する諸記録を整備し、支援を提供した日から5年間保存するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第16条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する保育所等訪問支援事業の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 当事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第17条 当事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、事業所職員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、事業所職員に対し、感染症の予防及びまん延の予防のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他)

第18条 事業所は、児童に対して適切な指定保育所等訪問支援を提供するため、訪問支援員等の勤務体制を整備するとともに、訪問支援員等の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後6か月以内

(2) 継続研修 年1回

2 事業所は、適切な保育所等訪問支援事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより事業所職員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

3 この規程で定める事項のほか、本事業の運営に関する重要事項は、当事業所が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。
この規程は、令和2年4月1日から施行する。
この規程は、令和4年4月1日から施行する。
この規程は、令和5年4月1日から施行する。
この規程は、令和6年4月1日から施行する。